

別表第2（第5条関係）

開発承認申請添付図書

1 書類関係

	書類名	様式	記載内容	備考
1	開発事業承認申請書	別記様式第3号		<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名にはふりがなを記載すること 開発事業の位置には登記事項証明書のとおりになすべて記載すること（別紙可）。
2	委任状	任意	<ul style="list-style-type: none"> 委任する内容 委任者記名押印 	<ul style="list-style-type: none"> 承認申請手続から完了検査及び検査済証受領までの内容
3	開発計画説明書	任意	<ul style="list-style-type: none"> 事業概要及び目的 工事着手及び完了予定日 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業者名を記載したものであること。 事業者が土地の所有者と異なる場合についてはその理由を説明すること。
4	公図		<ul style="list-style-type: none"> 事業区域 事業区域並びに隣接地の地番、地目及び所有者 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域を緑色で着色すること。 里道（赤）及び水路（青）を明確に着色のこと。 公図の転写年月日（3月以内）及び転写者の氏名を記載すること。 公図が所在する法務局名を明記のこと。 インターネット登記情報サービスによる証明書も可とする

				が、その場合は、情報取得者の氏名を記載すること。
5	土地の登記事項証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本に原本を添付し、申請時点（3月以内）のものとする ・ インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は、情報取得者の氏名を記載すること。
6	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の土地及びその周辺が写っているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域界を赤線で明示すること。 ・ サイズは、サービス版以上とすること。 ・ できる限り上部から撮影し、かつ、四方向以上から撮影すること。 ・ 河川及び水路は、スタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。
7	水理計算書流域図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域及び流域部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発許可等に関する審査基準に基づくこと。 ・ 開発区域、流域別に計算し、整理すること。
8	共同住宅等概要書	別記様式第20号		<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同住宅等を建設する場合のみ添付すること。

2 図面関係

	図書名	縮尺	明記事項	備考
1	位置図	1 / 10,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及びその位置 既存の公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域は、赤色で着色すること。 道路は茶色で、河川、水路等は青色で着色のこと。
2	付近見取図	1 / 2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及びその位置 町の境界 土地の地番及び形状 既存の公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域は、赤色で着色すること。 道路は茶色で、河川、水路等は青色で着色すること。
3	現況平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域境界線 事業区域並びに隣接地の地番、地目及び所有者 地形（高低差等） 既存建築物 既存の公共施設等 道路名及び河川名 	<ul style="list-style-type: none"> 境界は、赤線で明示すること。 水路等は、青色で着色すること。 官民境界がある場合は、確定日及び番号を明記のこと。 道路、水路等の幅員を明記すること。 建築基準法上の道路種別を記載すること。
4	土地利用計画平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域境界線 公共施設の位置及び形状 予定建築物の形状、規模及び用途 擁壁の位置、種類、高 	<ul style="list-style-type: none"> 境界は、赤線で明示すること。 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 他法令で施工される構造物の位置、形状、法令名及び許可日及び許可番号を記載すること。

			<ul style="list-style-type: none"> さ、見え高及び延長 ・宅地（1区画）の面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗入口以外はフェンス等で囲う計画とし、明示すること。
5	造成計画 平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁の位置、種類、高さ、見え高及び延長 ・法面（崖を含む。）の位置及び形状 ・道路の中心線、延長、幅員及び勾配並びに交差点の計画高 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。 ・切土部及び盛土部別に薄く着色すること。 切土部—黄 盛土部—赤 ・各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 ・現況地盤線は細線で、計画線は太線で図示すること。 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ・計画高は、詳細に明示すること（端部、変化点等）。
6	排水計画 平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界 ・排水区域の区域界 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置及び形状寸 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。 ・流末には、排水量を明示すること。 ・各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 ・排水区域の区域界を明示し、区域毎の排水面積及び排水量を明記すること。 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 法 ・排水管の勾配、管種及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川並びに水路の名称、位置及び形状寸法 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他公共施設の敷地の計画高 ・法面（崖を含む。）並びに擁壁の位置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽を設置する場合は、位置、形状及び放流管を明示すること。 ・水の流れ方向は、詳細に明示すること。 ・計画高は、詳細に明示すること（端部、変化点等）。
7	給水施設 計画図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界 ・給水施設の位置、形状及び内法寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。
8	造成計画 断面図	1 / 100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の境界 ・切土又は盛土の計画地 	<ul style="list-style-type: none"> ・断面のピッチは、20m間隔であること。（縦断及び横断）

			<ul style="list-style-type: none"> 盤高及び現況地盤高 ・造成の有無 ・切土及び盛土部の着色 ・構造物の種別及び形状寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・断面の変化点については、上記に加えて明示すること。 ・現況地盤高は細線で、計画地盤高は太線で明示すること。 ・計画高は、詳細に明示すること（端部、変化点等）。 ・切土部は黄色で、盛土部は赤色で薄く着色のこと。 ・法勾配、法長を明記すること。 ・断面は、断片的ではなく、全体を明示すること。 ・構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。
9	構造図	1 / 50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料、種類及び各部材の形状寸法 ・裏込コンクリート及び透水層の位置寸法 ・擁壁部の計画地盤高及び現況地盤高 ・基礎地盤の土質並びに基礎杭等の位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び間隔 ・水抜穴の位置 ・雨水排水構造物の形状寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付すること。 ・雨水排水柵等の泥溜めの深さを明示すること。 ・擁壁の前面地盤を明示し、見え高及び根入れ長を明記すること。 ・他の図面（平面図及び断面図）との併記は、認めない。 ・構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁別）に記載すること。 ・各構造物の記号は、各計画平面図の記号等、表記が対照可

			<ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水構造物の最上流から最下流までの河床勾配 ・舗装構成図及び材料(路床を含む) ・外構図(植栽地、フェンス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・能なものとする。 ・既設構造物についても作成し、既設であることを明記すること。 ・現場打ち構造物を設置する場合は、配筋を記載すること。
10	植栽地等平面図	1 / 200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽地面積の求積 ・植栽地の樹種、樹高及び植栽密度 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽地求積図の外周長(辺長)を記載すること。
11	駐車場・駐輪場計画図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場区画を記載 ・駐輪場(スペース)、台数を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねてもよい。
12	建築物平面図・立面図	1 / 100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積及び延べ床面積の算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び2面以上の立面図(分譲宅地の場合は除く。) ・各面積の計算書を添付のこと。
13	求積図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域全体の丈量 ・宅地別丈量 ・公共施設等の用地の丈量 	<ul style="list-style-type: none"> ・求積表は、できる限り同一図面に記載すること。 ・求積計算及び辺長計算は、座標による計算とし、計算表を明記すること。 ・外周長(辺長)を記載すること。
14	日影図	1 / 100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・日影による制限を受けられるもののみ添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県建築基準法取扱基準の記載方法による。
15	電波障害	1 / 2,500	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層建築物に該当す 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象エリアを記載すること。

	机上検討 図	以上	る場合添付 ・電波障害の発生が予測されるエリア	
16	工事車両運行経路図	1 / 2,500 以上	・工事車両の運行経路及び運行時間 ・安全対策 ・通学路	・事業区域から幹線道路までの区間を明示すること。

備考

- 1 設計図は、この表に掲げる順に添付するものとし、3から7まで、10、11及び13の図面については、縮尺1 / 500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
- 2 設計図には、これを作成した者の氏名を記載すること。
- 3 設計図の作成に際しては、土木製図通則（JISA0101：2003）、土木製図基準（土木学会）及びCAD製図基準（国土交通省）により作成すること。
- 4 申請書添付書類は、日本産業規格A列4番とし、項目ごとにインデックスを貼付け、ファイル状に整理し、提出すること。

別表第3（第13条関係）

住民への説明項目	説明すべき内容
1 条例の仕組み 条例の対象事業等	・説明会の位置付け ・説明会報告書の提出方法等
2 関係者の紹介	
3 敷地に関する内容 (1) 敷地の位置 (2) 敷地の土地利用等	・敷地の地名地番及び具体的な位置 ・予定建築物の位置及び隣接地との距離 ・駐車台数及び駐車方法、出入り口の位置 ・ごみステーションの有無及び位置 ・植栽及びコミュニティ広場の位置
4 対象法令	・用途地域及び用途地域における建築制限 ・建築基準法の斜線制限、日影制限等

<p>5 予定建築物の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物の用途（複合用途の場合は各用途）及び住戸数 ・ 高さ及び地上（地下）階数 ・ 建築物の構造種別及び基礎種別 ・ 建築物の色彩等
<p>6 工事施工に関する事項</p> <p>(1) 工事に関すること。</p> <p>(2) 家屋調査</p> <p>(3) 緊急時連絡体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間、作業日の作業時間帯及び休日 ・ 車両の通行経路、工事車両の運行時間（開始及び終了）、車両の種類、1日の車両台数及び期間 ・ 仮設計画、防塵及び交通整理人の配置 ・ 工事による危害の防止策 ・ 工事に伴い生じる周辺的生活環境におよぼす著しい影響及びその対策 ・ 調査の範囲、内容及び措置 ・ 連絡先（昼間・夜間）及び責任者
<p>7 電波障害に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害の予想される範囲 ・ 電波障害の調査方法 ・ 電波障害発生時の対応等
<p>8 その他市長が必要と認める事項</p>	